

小牧市航空宇宙産業認証費補助金

本市における航空宇宙産業の集積の維持及び強化を図ることを目的として、航空宇宙産業固有の認証である JISQ9100 認証又は Nadcap 認証（以下「JISQ9100 認証等」という。）の取得に係る費用及び保有する JISQ9100 認証等の更新に係る費用の一部を補助します。

1 補助事業

(1) 認証取得事業

市内事業所の JISQ9100 認証等の取得に係る受審

(2) 認証更新事業

市内事業所の JISQ9100 認証等の更新に係る受審（補助金の交付の申請の日の属する年度の 4 月 1 日（この日以後の更新に係る受審であって、当該更新に係る受審前にその経費を支払うものにあつては、当該年度の前年度の 1 月 1 日）以後にその経費の支払を完了したものに限りま

※ 令和 6 年度の「(2) 認証更新事業」に係る補助については、「**2024 年度 元気な愛知の市町村づくり補助金（チャレンジ枠）**」を活用しています。

※ 「(2) 認証更新事業」については、令和 8 年度末で終了します。

2 補助対象者

(1) 認証取得事業

次のいずれにも該当する方

- ・ 市内事業所を有する方で、市内事業所における JISQ9100 認証等を取得する方
- ・ 市税の滞納のない方

(2) 認証更新事業

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者）
- ・ 市内事業所を有する方で、市内事業所における JISQ9100 認証等を保有し、かつ、当該市内事業所において航空宇宙産業関連の事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方

※ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなると認めるときは、補助金を交付しません。

3 補助対象経費

JISQ9100 認証等の取得又は更新に係る経費であって、次に掲げるもののうち市内事業所に係るもの

- ・受審料（認証機関に支払う経費）
- ・委託に要する経費（通訳又は翻訳に要する経費を含みます。）
- ・専門家等に対して謝金として支払う経費
- ・専門家等に対して旅費として支払う経費

※消費税及び地方消費税相当額、振込手数料、海外送金手数料等を除きます。

※市内事業所と同時に市外事業所の JISQ9100 認証等を取得又は更新する場合で、市内事業所及び市外事業所の JISQ9100 認証等の取得又は更新に係る経費がそれぞれの事業所ごとに明確でない場合は、次の方法により算出された経費のいずれか高い方の経費が補助対象経費となります。

- ◇ 取得又は更新に係る経費の総額 × 取得又は更新の対象となる市内事業所の数 ÷ 取得又は更新の対象となる事業所（市外事業所を含みます。）の数
- ◇ 取得又は更新に係る経費の総額 × 取得又は更新の対象となる市内事業所に属する取得又は更新の対象となる者の人数 ÷ 取得又は更新の対象となる事業所（市外事業所を含みます。）に属する取得又は更新の対象となる者の人数

4 補助金の額

補助対象経費の 2 分の 1（100 円未満切り捨て）

※「(1) 認証取得事業」と「(2) 認証更新事業」については、いずれも同じ補助率です。

5 限度額

(1) 認証取得事業

1 JISQ9100 認証等当たり 150 万円

(2) 認証更新事業

1 補助対象者当たり 令和 6 年度 20 万円
令和 7 年度 15 万円
令和 8 年度 10 万円

※「(2) 認証更新事業」については、令和 8 年度末で終了します。

6 申請方法

(1) 認証取得事業

- ① 「認証取得事業計画書（様式第 1）」に次に掲げる書類を添付して、JISQ9100 認証等の取得に係る最終審査日の 30 日前までに提出してください。

- 認証取得事業企業概要書（様式第 2）
- 取得に係る経費の見積書の写し

- ② 「小牧市航空宇宙産業認証費補助金交付申請書（様式第 3）」に次に掲げる書類を添付して、JISQ9100 認証等を取得した日 又は 取得に係る経費の支払を完了した日 の いずれか遅い日 から起算して 30 日以内に提出してください。

- 請求書、領収書等の写しその他の取得に係る経費の支払を完了したことを証する書類
- 明細書の写しその他の補助対象経費の内訳を証する書類
- 認証書、登録証等の写しその他の JISQ9100 認証等を取得したことを証する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前 1 年間に於いて納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資産税（土地・家屋）の納税証明書又は領収書の写し）

(2) 認証更新事業

「小牧市航空宇宙産業認証費補助金交付申請書（様式第 3）」に次に掲げる書類を添付して、JISQ9100 認証等を更新した日 又は 更新に係る経費の支払を完了した日 の いずれか遅い日 の属する年度の 3 月 31 日まで提出してください。

- 認証更新事業企業概要書（様式第 4）
- 認証更新事業説明書（様式第 5）
※JISQ9100 認証と Nadcap 認証でそれぞれ様式が異なります。
- 請求書、領収書等の写しその他の更新に係る経費の支払を完了したことを証する書類
- 明細書の写しその他の補助対象経費の内訳を証する書類
- 認証書、登録証等の写しその他の JISQ9100 認証等を更新したことを証する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前 1 年間に於いて納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資産税（土地・家屋）の納税証明書又は領収書の写し）

7 備 考

- ・ 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- ・ 補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において、企業名等を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

8 申請書類等のダウンロード

ホームページ（小牧市公式ホームページ ⇒
事業者の方へ ⇒ 次世代産業関係 ⇒ 次世代
産業関係の補助制度 より該当のページ）を
ご覧ください。



URL <http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chilikassei/kigyouricchi/1/nextgeneration/hojo/7131.html>

【問い合わせ先】

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（小牧市役所本庁舎3階）

TEL：0568-76-1135（直通）

FAX：0568-75-8283

E-MAIL：kigyosuishin@city.komaki.lg.jp